

事 務 連 絡

平成25年12月27日

都道府県農業会議事務局長 殿

全国農業会議所  
農地・組織対策部

平成25年度補正予算・平成26年度予算および農地中間管理機構関連 2 法等の  
関連資料の送付について

農水省は12月26日説明会を開催し、平成25年度補正予算および平成26年度当初予算、農地中間管理機構等、人・農地プラン等について説明しました。説明に使用された資料を送付いたしますので、ご査収ください。農業委員会系統組織に関連する主な内容は以下の通りです。管内の農業委員会に以下の点を周知いただきますようお願いいたします。

記

I. 平成25年度補正予算・平成26年度当初予算および農地法政省令改正のポイント  
について

1. 機構関連予算のポイント

農地中間監理機構関連予算として、25年度補正と26年度当初の合計で705億円が措置されます。内訳は、出し手への支援である機構集積協力金が253億円、中間監理機構の業務に314億円、農業委員会による農地基本台帳と地図システムの整備や耕作放棄地所有者への意思確認に138億円となっています。

1) 機構集積協力金

機構集積協力金には、新たに地域の取り組みに対する支援として、地域の農地面積に占める機構への貸付割合に応じて2割超で10万円、5割超で2.8万円、8割超で3.6万円が交付される「地域集積協力金」が設けられます【資料1の8頁参照】。また、すでに農地を借り受けている農業者が機構に農地を貸し付けた場合に10万円を交付する「耕作者集積協力金も創設されます【要件等は資料1の8頁以降参照】。

## 2) 農地台帳と地図の整備と公表の推進

### ①農地台帳の電子化（市町村農業委員会）

各農業委員会における農地台帳の電子化を行うため、都道府県に基金を造成するため41億円を用意します。

### ②一元的電子マップシステムの導入（民間団体）

内閣府からの指摘を受けて、地図については全国段階で一元的に開発し、航空写真等の背景データとともに、各市町村農業委員会で活用できる仕組みを構築することとなりました。この一元的電子マップシステムと農地台帳および市町村が保有する農地区画(基図) データをリンクする経費も全国段階で負担します【資料1の15頁参照】。水土里地図情報システムの農地区画データを活用している農業委員会では、これを農地基本台帳とリンクして活用することもできます【資料1の16頁参照】。

## 2. 農地基本台帳の記載事項と公表項目について

農地基本台帳の項目は農地法第52条の2の1号（所有者名、住所）、2号（地番、地目、面積）、3号（使用収益件の種類、期間、借人の氏名、住所、賃借料）のほか、省令で定められることとなっています。省令では、農地基本台帳の項目として、①農振、都計、生産緑地の区分、②許可等の年月日、③納税猶予、④遊休農地に該当するか、⑤遊休農地の勧告等の状況、⑥所有者ごとの整理番号、⑦農地の貸付意向（遊休農地に限らず）、⑧その他とします。そのうえで、上記下線部分の項目を公表すべき項目としています。ただし、所有者と借借人の氏名、住所はインターネットでは公表しなくてよいこととします。（資料47頁と48頁参照）。

農業委員会の窓口では、所有者と借借人の氏名、住所についても公表することが求められると考えられます。このため、当会議所では、窓口での対応等について農水省と協議をして参りたいと考えております。

## 3. 予算配分について

機構事業と機構集積協力金については、借り受ける農地面積に応じて配分することとされています【資料1の73頁参照】。

農地台帳システムの電子化にかかる予算は、新規導入について一律410万円を、残額は8割を農委数に応じて、2割を農地面積と推定筆数を勘案して按分することとされています【資料1の75頁参照】。

#### 4. 中間管理事業規程のポイント

借受希望者の募集から配分計画の決定までの手続きが示されています。

##### 1) 募集

募集に当たっては「当該区域内に担い手が十分にいるかどうか」の情報を発信します。これによって、担い手が少ない地域への誘導が期待されます【資料1の79頁参照】。

##### 2) 貸付先の決定ルール

貸付先の決定ルールでは、担い手相互の利用権の交換に重点をおいた取り組みをします。また、隣接地に担い手がいる場合にはこれを優先します【資料1の81頁参照】。

##### 3) 農業委員会の関わり【資料1の83頁参照】

- ①農業委員会は市町村と連携して取り組みます。(農業委員会は事務委任を受ける形で市町村が機構から受託した事業を実施できます)
- ②市町村は農用地利用配分計画案を作成する前に、あらかじめ農業委員会の意見を聞きます。

#### 5. 機構事業の重点

担い手が複数存在し、分散錯圃を解消する地域に重点を置き、利用権の交換を進めてもらうこと。機構にまとまった農地を貸し付けた地域には協力金を交付。機構事業費の補助率は貸付率が高いほど高くなる仕組み。都道府県と市町村、円滑化団体など関係機関団体だけでなく、法人協会や経営者会議など農業経営者の参画を得て、機構の運営方針を定めることが重要となる【資料1の94頁参照】。

## II. 平成25年度補正予算および平成26年度当初予算について

【資料1の1~21項参照】

平成26年度概算決定額	<参考>前年度当初予算額等
農地中間管理機構関連予算	
農地中間管理機構による集積・集約活動	
農地中間管理機構事業 (304.5億円、H25補正との合計313.81億円)	

<p>機構集積協力金交付事業 (100.09億円、H25補正との合計253.13億円、289.4%増)</p>	<p>農地集積協力金 (65億円)</p>
<p>規模拡大交付金(廃止)</p>	<p>規模拡大交付金 (100億円)</p>
<p>農地情報公開システム整備事業 (110億円、H25補正)</p>	
<p>機構集積支援事業 (27.8億円、41.8%増)</p> <p>(1) 農地所有者意思確認 (2) 権利調査支援 (3) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援 (4) 農地の有効利用を図るための支援 (5) 広域的な農地利用調整活動等への支援</p>	<p>農地制度実施円滑化事業 農地制度実施円滑化事業費補助金 (19.6億円)</p> <p>※本事業は、組み替えにより、機構集積支援事業(左記)の(3)～(5)となった。</p>
<p>農業委員会交付金 (47.18億円、▲0.2%)</p>	<p>農業委員会交付金 (47億2,818万円)</p>
<p>農業会議会議員手当等負担金 (5億2,430万円、9.8%増)</p>	<p>農業会議会議員手当等負担金 (4億7,749万円)</p>
<p>農地調整費交付金 (8,600万円、▲7.2%)</p>	<p>農地調整費交付金 (9,263万円)</p>
<p>全国農業会議所事業 (1,013万円、▲5.0%)</p>	<p>全国農業会議所事業 (1,066万円)</p>
<p>農地中間管理機構関連対策 農地の大区画化等の推進 (農業農村整備事業で実施) (1064.25億円、H25補正との合計1514.25億円)</p>	
<p>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 ([所要額] 19.4億円、H25補正との合計21.4億円、13.2%増)</p>	<p>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 ([所要額] 18.9億円)</p>

1. 農地中間管理機構による集積・集約化活動(新規、704.75億円)

1) 農地中間管理機構事業(新規)

(予算額314億円＝平成25補正137億円＋平成26当初予算177億円)

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の整備・活動を支援。対象経費

は、機構の運営・業務委託に必要な経費として事務費（定額補助）、農地の賃料、農地の管理・保全に要する経費などの事業費（定率補助と農地集積奨励金※）、簡易整備費等、農地の買入れに係る経費等

実質的な国庫負担は、最大で90%（当初3年間は95%）

※農地集積奨励金（「貸付率＝機構の貸付面積／機構の借受面積」に応じて段階的に増加）

## 2) 機構集積協力金交付事業（新規、全額国庫補助）

（予算額253億円＝平成25補正153億円、平成26当初予算100億円）

農地中間管理機構にまとまって農地の貸付を行った地域及び同機構に対する貸付に伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付

### ○地域集積協力金（予算額140億円）

地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付。地域は集落などの区域。地域内の2割以上が機構に貸し付けられていることが要件。

（交付単価） 2割超5割以下：2万円／10a

5割超8割以下：2.8万円／10a

8割超：3.6万円／10a

※27年度までの特別単価で、28・29年度は3／4（2～5割で1.5万円／10a）、30年度は1／2（2～5割で1.5万円／10a）になる。

### ○経営転換協力金（予算額65億円）

平成25年度農地集積協力金と同水準

### ○耕作者集積協力金（予算額45億円）

農地の集積・集約化に協力する場合の支援。機構の借受農地等に隣接する農地を①自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者、②所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者を対象に、対象農地を10年以上貸し付け、その農地が機構から受け手に貸し付けられることが要件。

（交付単価） 2万円／10a

※27年度までの特別単価で、28・29年度は1／2（1万円／10a）、30年度は1／4（5千円／10a）になる。

### ○規模拡大交付金は廃止

### 3) 農地情報公開システム整備事業（新規、平成25年補正110億円）

内訳は、各農業委員会における農地台帳の電子化を支援する「農地台帳等システム整備事業」が41億円（都道府県基金）と一元的電子マップシステムを導入する「農地情報公開システム整備事業」が69億円（民間団体基金）となっている。

（12月24日付けの事務連絡「平成25年度補正予算について」にてすでに通知しておりますが、新たに事業のポンチ絵等および水土里地図情報システムの活用についても資料が示されています【資料1の13項参照】）

### 4) 機構集積支援事業（新規、平成26年度当初27.82億円）

25年度までの農地制度実施円滑化事業費補助金による農地法に基づく事務の適正実施、農地の有効利用促進、広域的農地利用調整の活動を引き継ぎつつ、新たに耕作放棄地の所有者の意思確認、権利調査支援、を対象に加えました。25年度までの農地制度実施円滑化事業費補助金に該当する(3)～(5)については、平成26年度当初予算においても事業内容の変更はなく、従来どおり事業が実施できます。

(1) 農地所有者意思確認 3.0億円

(2) 権利調査支援 5.4億円

(3) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援

(4) 農地の有効利用を図るための支援

(5) 広域的な農地利用調整活動等への支援

農地制度実施円滑化  
事業費補助金見合い  
19.5億円

## 2. 農業委員会交付金（継続）

農業委員会交付金については、47億1,848万円で、25年度に比べ、970万円、0.2%減（前年度0.3%減）となっています。

これは、「配分基準となる客観的な数値の変動（配分基準の農業委員会数・農家数・農地面積は微減、特別の事情＝業務量は微増）を反映させる」見直しを行ったため。この見直しは平成22年6月実施の「行政事業公開レビュー」の指摘を受け、平成23年度予算より実施しています。

また、市町村農業委員会への「農業委員会交付金」の交付にあたっては、25年度予算と同様に、農業委員会の審議の公平・公正性を確認するための本年10月実施の総会または農地部会の議事録の作成・公表、本年度の活動計画および平成24年度の点検・評価の策定・公表状況のほか、遊休農地対策等の状況を予算配分に

反映させることとしています。

### 3. 都道府県農業会議会議員手当等負担金（継続）

都道府県農業会議会議員手当等負担金は、5億2,430万円で、25年度に比べ、4,681万円、9.8%増（前年度は8.3%減）となっています。

これは定員合理化計画（平成22年～26年で10%削減）に基づいて職員設置費の一般職員設置分を33名から31名に2名分削減した一方で、公務員の給与削減期間が終了したため。

### 4. 農地調整費交付金（継続）

都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等を支援するためのもので、8,600万円。25年度に比べ、権限移譲等に伴う転用件数の減や一律削減等を踏まえ、663万円、7.2%減（前年度は5.0%減）となっています。

### 5. 全国農業会議所事業（継続）

全国農業会議所事業については、1,012万円で、25年度に比べ、53万円、5.0%減（前年度も5.0%減）となっています。

## Ⅲ. 農地中間管理機構等について

### 1. 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、機構法）に基づく政省令（案）および農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（以下、関連法）による改正農地法に基づく政省令（案）について

農水省は、27日より関連2法の政省令（案）について、パブリックコメントにて意見を募集しています。

「<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550001857&Mode=0>」

#### 1) 機構法に基づく政省令（案）の概要【資料1の23項参照】

##### ○基本方針の作成方法（機構法第三条第1項）

基本方針は、基盤強化促進法の基本方針に適合するよう、概ね5年ごと

にその後の10年間を定める

○事業規程に定めるべき事項（機構法第八条第2項の七）

事業規程に定める事項として次を定める。①借受希望者の募集に関する事項、②機構が農用地等の賃貸借等を解除する場合の期間の基準、③業務委託に関する事項、④その他必要な事項

○事業計画に定める事項（機構法第九条第2項）

事業計画には、機構法第二条第3項各号にある機構の業務の実施に関する計画その他必要な事項を定める。

○帳簿の記載事項（機構法第十一条）

機構が備える帳簿には、①農用地等ごとの所在、②機構が借り受けた日付、相手の氏名、住所、③借受条件、④機構が貸し付けた日付、相手の氏名、住所、⑤委託業務の内容、委託先一等を記載する。また、帳簿の保存について、磁気ディスク等に記録され、機構で電子計算機等を用いて紙面に表示される場合は、記録をもって帳簿への記載に代える。記載事項については、10年間の保存を義務化

○借受を希望する者の募集方法等（機構法第十七条）

募集は毎年定期的（最低年1回）インターネットの利用その他の方法により行い、募集の区域は市町村の区域または市町村の区域を細分化した区域。募集結果の公表は、インターネットの利用その他の方法により行う。

○農用地利用配分計画の作成方法等（機構法第十八条）

農用地利用配分計画は、基盤強化法の農用地利用集積計画を定める場合と同様に作成の時期等について適切な配慮をする。

○農業者等による協議の場の設置等（機構法第二十六条第1項）

市町村は、少なくとも毎年1回協議の場を設け、結果は農業経営を営む者等によって構成する会議から意見を聴き、取りまとめて告示やインターネット等で公表する

○施行期日（機構法附則第一条）

機構法の施行日は、平成26年3月1日とする

## 2) 関連法に基づく政省令(案)の概要

### ○利用意向調査の方法等(改正後の農地法第三十二条)

調査は、①農地を機構に貸し付けるか、②円滑化団体への委任契約を希望するか、③自ら所有権の移転・賃借権の設定等を行うか、④自ら耕作するか一等を書面にてチェックする。なお、機構が賃借契約を解除したもののや機構が農地の取得に関する協議を行わないこととした農地については、それ以降の利用意向調査の対象としない。

### ○農地台帳の記載事項(改正後の農地法第五十二条の二第1項の四)

台帳の記載項目は、①農業振興地域に関する法律、都市計画法又は生産緑地法に基づく用途区分、②権利移動に係るように基づく所部の年月日・内容、③納税猶予の適用状況、④利用状況調査の実施状況、⑤利用意向調査その他の遊休農地の措置状況、⑥所有者ごとの整理番号、⑦貸し付けに関する所有者の意向(農業委員会が把握している場合)、⑧その他

※⑥、⑦は農業委員会交付金で定められた項目にはない新規の台帳管理項目

毎年1回以上、農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行うよう努める。

### ○農地台帳の非公表事項(改正後の農地法第五十二条の三第1項)

公表の対象とならない項目は、前述の②、③、⑦、⑧です。(逆に公表となるのは、所有者・賃借人の氏名・住所、農地の地番、地目、面積等です。ただし、農地の所有者および賃借権等を有する者の氏名・住所は、インターネットでは公表しなくて良いこととなります)

### ○施行期日(改正後の農地法の附則第一条)

施行日は、平成26年4月1日とする。ただし、第三条及び附則第七条の規定の施行日は、機構法の施行に合わせて平成26年3月1日とする。

## 3) その他

農地中間管理機構の事業規程(参考モデル例)が提示されました【資料1

の79項参照】。そのなかで、①借り手の募集に際しては、当該区域内に担い手が十分居るかどうかを明確にして募集すること、②機構の中間管理権の解除について、取得後2～3年を想定していること、所有者が管理経費を負担する場合は解除しないこと、③農用地利用配分計画の案の作成に際しては、原則、あらかじめ農業委員会の意見を聴取すること―等が示されました。

また、農地中間管理機構について、農業者にわかりやすいパンフレットを農水省が作成しました【資料2参照】。後日、行政ルートで電子媒体でも提供される予定です。

#### IV. 人・農地プランについて【資料3参照】

##### 1. 様式の見直しについて

農地中間管理機構の円滑な推進に資するため、機構の活用に関する項目を追加しました。具体的には、①機構からの借受希望の有無、②地域における担い手の確保状況、③将来の農地利用のあり方、④農地流動化のための機構の活用方針、⑤近い将来農地の出し手となる者と農地です。また、今後は農地利用図の添付を必須としない。

##### 2. 新様式への移行

今後、新たにプランを作成したり、見直しをする場合には、新様式で作成。現在、旧様式で作成・見直しを進めている場合は、次回の見直しで新様式にて作成する。

##### 【添付資料】

資料1：「農地中間管理関連2法都道府県等向け説明会（第2部）資料」

資料2：「農地中間管理機構のパンフレット配布について」

資料3：「農地中間管理機構関連2法都道府県等向け説明会（第3部）」

この件に関するお問い合わせは  
全国農業会議所 農地・組織対策部  
砂田、橋本、市川、高橋まで  
TEL03-6910-1123 FAX03-3261-5131  
電子メール nouchi@nca.or.jp